

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

非常勤役員の半年払報酬は賞与？

Q：当社には、数名の非常勤役員がいます。これらの役員に対しては、6月と12月の2回に分けて報酬を支給しています。

このような支給形態の場合、賞与として取り扱われることになるのでしょうか。

A：一定の場合には報酬として認められます。

【解説】

非常勤役員等については、年1回とか2回に分けて報酬を支給している会社もあると思います。

このような場合、その報酬は臨時的な給与ともいえますが、形式的に臨時的な給与とすることは、いかにも実情にそぐわないものといえます。

そこで、法人税法では、臨時的な給与であっても、他に定期の給与を受けていない非常勤役員等に対し継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給するのは、報酬として取り扱うこととされています。

この場合であっても、定期の給与のほかに、盆、暮に支給される給与は、たとえその支給時期及び金額が一定していても、役員賞与として取り扱われます。

なお、支給する報酬の額が、利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなっている場合にも、役員賞与とされます。

